

## 市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者で、市営住宅附帯駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を申請する者に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により駐車場を使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例による。

### (申請者資格)

第3条 本要綱に基づき駐車場の許可申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者又はその同居者
- (2) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第5条に規定する使用許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、申請者が車検証に使用者として記載されていない場合において、当該使用者から、当該申請者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該申請者を当該車検証に使用者として記載されている者であるとみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (4) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める場合に別に定める条件

### (使用できる自動車の要件)

第4条 駐車しようとする自動車は、幅員2.00メートル以下及び長さ5.00メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、規則別表第3の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。

- 2 有効な車検証を有すると市長が認めた自動車であること
- 3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

（使用許可申請）

第5条 申請者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2月以内に車検証を提出する旨の誓約書
  - (2) 申請者の本邦の運転免許証の写し
  - (3) 第3条第2号ただし書きにより、申請者を車検証に記載されている使用者とみなす場合は、当該申請者が当該自動車を専ら使用することを当該車検証に記載されている使用者が証する書類
  - (4) 第3条第4号に掲げる条件を具備しなければならない申請者にあっては、第1号から第3号までに定めるものの他、市長が別に定める書類

（使用許可）

第6条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

- 2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。
- 3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。

（標準処理期間）

第7条 申請が市に到達してから、処分を行うまでの標準的な処理期間は次のとおりとする。

- (1) 新規の使用許可については40日とする。ただし、国等への協議が必要な場合は60日とする。
- (2) 継続の使用許可については30日とする。

（許可期間）

第8条 許可期間は1年を超えない範囲において市長が定める。

(許可自動車の変更)

第9条 許可者が、許可に係る自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を変更後に駐車しようとする自動車の車検証の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

(使用料)

第10条 駐車場の使用料は、規則第28条の5に定める額とする。

(使用料の納付)

第11条 許可者は、許可開始日から当該駐車場の許可が終了した日又は第17条の規定により取り消された日（以下「許可終了日等」という。）までの間の当該駐車場の使用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場の許可開始日又は許可終了日等が月の中途である場合には、その月の使用料は日割計算による。
- 3 使用料は、毎月分を、1月から11月までの各月にあってはその月の末日、12月にあっては翌年の1月4日（これらの日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する土曜日及び休日以外の日）までに、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納付しなければならない。

(使用料の滞納整理)

第12条 使用料の滞納整理に係る事務処理については、大阪市営住宅家賃等及び市営住宅附帯駐車場使用料等滞納整理事務処理要綱の例による。

(保証金)

第13条 許可者は、第6条に規定する駐車場使用許可時に、3月分の使用料に相当する保証金を納付しなければならない。

- 2 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を上回るときは、許可者はその差額を市長が定める期日までに納付しなければならない。
- 3 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を下回るときは、許可者からの請求に基づき、市長は遅滞なくその差額を許可者に返還しなければならない。
- 4 保証金は、許可者が駐車場を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除した額を還付する。この際に保証金を充当してもなお不足が生じる場合は、許可者はその差額を納付しなければならない。

## 5 保証金に利子はつけない。

### (使用料等の改定)

第 14 条 市長は、規則の改正等に伴い使用料又は保証金を改定する場合は、許可者に改定日の 1 月前までに文書で通知を行うものとする。

### (遵守事項)

第 15 条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 市長は、駐車場を隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に指示することができ、許可者は、これに従わなければならない。

### (禁止事項)

第 16 条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること
- (2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供すること
- (3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- (4) 駐車場を模様替し、又は増築すること
- (5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

### (使用許可の取り消し)

第 17 条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、行政財産使用許可取消書（別記様式第 3 号）により許可者に通知するものとする。

- (1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
- (2) 許可者が使用料を 3 月以上滞納したとき
- (3) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
- (4) 許可者が正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき
- (5) 許可者が第 3 条に規定する申請者資格を失ったとき
- (6) 許可者が前 2 条の規定に違反したとき
- (7) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
- (8) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき

- 2 市長は、前項第7号及び第8号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の1月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。
- 3 許可者は、第1項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならず、また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく取消しを行ったときは、当該取消しを受けた者に対して、当該取消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、第10条に規定する使用料の2倍相当の金額を徴収することができる。
- 5 第1項の場合において、許可者は当該取消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

(駐車場の返還手続き)

- 第18条 許可者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

(保管場所使用承諾証明書)

- 第19条 市長は、許可者から請求があったときは、次の各号に該当する場合を除き、自動車保管場所使用承諾証明書を発行しなければならない。
- (1) 自動車保管場所使用承諾証明書を発行しない旨を条件に許可を行ったとき
  - (2) 許可者が第3条各号に定める条件を具備しないとき
  - (3) 許可者が第17条第1項の各号のいずれかに該当するとき
  - (4) 新たに取得しようとする自動車が第4条に規定する自動車の要件に該当しないとき
  - (5) 自動車保管場所使用承諾証明書が不正に使用されるおそれがあるとき
- 2 許可者は、前項の自動車保管場所使用承諾証明書の発行を請求するときは、大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）第8条第17号の規定による手数料を納付しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 市長が使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可

しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、市長の指定する期日までに駐車場を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 許可者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行つて、その費用を許可者の負担とすることができます。この場合、許可者は異議を申し立てることができない。

(疑義の決定)

第 21 条 本要綱の各条項に関し疑義があるときその他駐車場等の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(実施の細目)

第 22 条 この要綱の実施について、必要な細目は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 年 月 日 生  
連絡先電話番号

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、末尾記載の事項について誓約のうえ申請します。

なお、貴市の許可を受ける際に条件を付された場合は当該条件を守ります。

記

- 1 名 称 駐車場 区画番号 番  
及び所在地 大阪市 区 丁目 番
- 2 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 使用目的 所有又は使用する自動車を駐車するための駐車場が必要なため
- 4 添付資料
  - 自動車検査証の写し
  - 運転免許証の写し
  - その他 ( )

## 誓約事項

私は、市営住宅附帯駐車場の使用に際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約いたします。

また、暴力団員に該当するか否かについて、大阪市が大阪府警察本部に対して照会することを同意いたします。

もし、附帯駐車場を使用中に暴力団員であることが判明した場合、若しくは附帯駐車場を使用中に暴力団員となったことが判明した場合、又は市営住宅条例その他関係規定に違反した場合は、附帯駐車場を直ちに明け渡します。

(第2号様式)

大阪市行政財産使用許可書

(文書番号)  
令和 年 月 日

使用者 (住所)  
(氏名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○  
(主管局課名)

令和 年 月 日付け申請のあった本市都市整備局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

1 使用物件

所在地	大阪市	区	丁目	番
駐車場名	駐車場(駐車場コード: )			
区画番号	番			
使用料	月額	円		

2 許可車両の登録番号

○○○○ ○○-○○

3 用途

使用者は、前記の物件を大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が使用する月極駐車場の用に供するものとする。

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに申請しなければならない。

5 その他条件

この許可書に記載のない事項については、「市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱」に定めるとおりとする。

(不服申立ての教示)

- この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

# 市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱（抄）

## （目的）

第1条 この要綱は、「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者で、市営住宅附帯駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を申請する者に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により駐車場を使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例による。

## （申請者資格）

第3条 本要綱に基づき駐車場の許可申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる条件を具备する者でなければならない。

- (1) 「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者又はその同居者
  - (2) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第5条に規定する使用許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、申請者が車検証に使用者として記載されていない場合において、当該使用者から、当該申請者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該申請者が当該車検証に使用者として記載されている者であるとみなす。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
  - (4) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める場合に別に定める条件
- （使用できる自動車の要件）
- 第4条 駐車しようとする自動車は、幅員2.00メートル以下及び長さ5.00メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、規則別表第3の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。
- 2 有効な車検証を有する市長が認めた自動車であること
- 3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

## （使用許可申請）

第5条 許可者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2月以内に車検証を提出する旨の誓約書
- (2) 申請者の本邦の運転免許証の写し
- (3) 第3条第2号ただし書きにより、申請者を車検証に記載されている使用者とみなす場合は、当該申請者が当該自動車を専ら使用することを当該車検証に記載されている使用者が証する書類
- (4) 第3条第4号に掲げる条件を具备しなければならない申請者にあっては、第1号から第3号までに定めるものの他、市長が別に定める書類

## （使用許可）

第6条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

3 市長は、前項の規定により使用許可を行つてあつては、条件を付すことができる。

## （標準処理期間）

第7条 申請が市に到達してから、処分を行うまでの標準的な処理期間は次のとおりとする。

(1) 新規の使用許可については40日とする。ただし、国等への協議が必要な場合は60日とする。

(2) 繙続の使用許可については30日とする。

## （許可期間）

第8条 許可期間は1年を超えない範囲において市長が定める。

## （許可自動車の変更）

第9条 許可者が、許可に係る自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を変更後に駐車しようとする自動車の車検証の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

## （使用料）

第10条 駐車場の使用料は、規則第28条の5に定める額とする。

## （使用料の納付）

第11条 許可者は、許可開始日から当該駐車場の許可が終了した日又は第17条の規定により取り消された日（以下「許可終了日等」という。）までの間の当該駐車場の使用料を納付しなければならない。

2 駐車場の許可開始日又は許可終了日等が月の中途である場合には、その月の使用料は日割計算による。

3 使用料は、毎月分を、1月から11月までの各月にあってはその月の末日、12月にあっては翌年の1月4日（これらの日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する土曜日及び休日以外の日）までに、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納付しなければならない。

## （使用料の滞納整理）

第12条 使用料の滞納整理に係る事務処理については、大阪市営住宅家賃等及び市営住宅附帯駐車場使用料等滞納整理事務処理要綱の例による。

## （保証金）

第13条 許可者は、第6条に規定する駐車場使用許可時に、3月分の使用料に相当する保証金を納付しなければならない。

2 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を上回るとときは、許可者はその差額を市長が定める期日までに納付しなければならない。

3 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を下回るとときは、許可者からの請求に基づき、市長は遅滞なくその差額を許可者に返還しなければならない。

4 保証金は、許可者が駐車場を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除した額を還付する。この際に保証金を充当してもなお不足が生じる場合は、許可者はその差額を納付しなければならない。

5 保証金に利子はつけない。

## （使用料等の改定）

第14条 市長は、規則の改正等に伴い使用料又は保証金を改定する場合は、許可者に改定日の1月前までに文書で通知を行ふものとする。

## （遵守事項）

第15条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 市長は、駐車場を隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に指示することができ、許可者は、これに従わなければならない。

## （禁止事項）

第16条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること
- (2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供すること
- (3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- (4) 駐車場を模様替し、又は増築すること
- (5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為（使用許可の取り消し）

第17条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、行政財産使用許可取消書（別記様式第3号）により許可者に通知するものとする。

- (1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
- (2) 許可者が使用料を3月以上滞納したとき
- (3) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
- (4) 許可者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき
- (5) 許可者が第3条に規定する申請者資格を失ったとき
- (6) 許可者が前2条の規定に違反したとき
- (7) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
- (8) その他市長が使用許可条件を満たさなくなつたと認めるとき
- 2 市長は、前項第7号及び第8号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の1月前までに使用許可取消予告の通知を行ふものとする。
- 3 許可者は、第1項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならず、また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく取消しを行つたときは、当該取消しを受けた者に対して、当該取消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、第10条に規定する使用料の2倍相当の金額を徴収することができる。
- 5 第1項の場合において、許可者は当該取消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

## （駐車場の返還手続き）

第18条 許可者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

## （保管場所使用承諾証明書）

第19条 市長は、許可者から請求があったときは、次の各号に該当する場合を除き、自動車保管場所使用承諾証明書を発行しなければならない。

- (1) 自動車保管場所使用承諾証明書を発行しない旨を条件に許可を行つたとき
- (2) 許可者が第3条各号に定める条件を具備しないとき
- (3) 許可者が第17条第1項の各号のいずれかに該当するとき
- (4) 新たに取得しようとする自動車が第4条に規定する自動車の要件に該当しないとき
- (5) 自動車保管場所使用承諾証明書が不正に使用されるおそれがあるとき
- 2 許可者は、前項の自動車保管場所使用承諾証明書の発行を請求するときは、大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）第8条第17号の規定による手数料を納付しなければならない。

## （原状回復）

第20条 市長が使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、市長の指定する期日までに駐車場を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 許可者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを執行して、その費用を許可者の負担とすることができます。この場合、許可者は異議を申し立てることができない。

## （疑義の決定）

第21条 本要綱の各条項に關し疑義があるときその他駐車場等の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

## （実施の細目）

第22条 この要綱の実施について、必要な細目は、別に定めるものとする。

## 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第3号様式)

大阪市行政財産使用許可取消書

(文書番号)  
令和 年 月 日

許可者 (住所)  
(氏名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○  
(主管局課名)

令和 年 月 日付け〔ここに文書番号を記載する。〕により本市都市整備局管理の行政財産を使用許可した物件について、次の条項により使用許可を取り消すものとする。

記

(使用物件)

第1条 物件は、次のとおりとする。

所在地	大阪市	区	丁目	番
駐車場名	駐車場			
区画番号	番			
使用用途	大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が 使用する月極駐車場			

(取消年月日)

第2条 使用許可の取消年月日は、令和 年 月 日とする。

取消理由

市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱  
第 条第 項第 号に該当するため。

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。